

介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二號の厚生労働大臣が定める講習の内容

(平成十八年三月三十一日)

(厚生労働省告示第二百六十九号)

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二條の三十三第二號の規定に基づき、介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二號の厚生労働大臣が定める講習の内容を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。ただし、当分の間、福祉用具専門相談員指定講習(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三條の二第一項第十号に規定する福祉用具専門相談員指定講習をいう。)と同等以上の講習の内容であると都道府県知事が認める場合においては、適用しない。

介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二號の厚生労働大臣が定める講習の内容

区分	科目(時間数)	内 容
講義	老人保健福祉に関する基礎知識(二時間)	
	老人保健福祉制度の概要	老人保健福祉の基本制度 老人保健福祉サービス 関連法規の理解
	介護と福祉用具に関する知識(二十時間)	
	介護に関する基礎知識	介護の目的、機能と基本原則 在宅介護の特徴と基本的対応 福祉サービスに携わる者としての倫理及び責務
	介護技術	食事、排泄、入浴等の基本的な介護技術 体位変換、移動時等の基本的な介護
	介護の場面における福祉用具の活用	介護の場面における福祉用具利用についての理解 一般的機器の操作方法、安全のための諸注意、点検方法、消毒方法等の理解 福祉用具の選定相談及び適合性の確認
	関連領域に関する基礎知識(十時間)	
	高齢者の心理	高齢者の生活・行動と心理 高齢者の家族に対する理解
	医学の基礎知識	人体の基礎的構造 老齡期に見られる疾病と障害
	リハビリテーションの概要	理学療法、作業療法を中心としたリハビリテーションの基礎知識 リハビリテーションにおける福祉用具の役割及びその活用
演習	福祉用具の活用に関する実習(八時間)	